対象農用地面積の確定等について

別紙１

１　基本的な考え方

本対策における認定農用地面積や交付金算定の対象農用地面積（以下「交付面積」とい

う。）については、活動組織及び広域活動組織（以下「活動組織等」という。）の事業計

画策定時に地域で十分に話し合って決められており、また、適切に農業・農村の有する多

面的機能の発揮を図るためには、対策期間内において変更することは望ましくありませ

ん。

しかしながら、年度途中で農用地の転用などにより交付面積が変更になる場合もあるた

め、面積確認基準日を設定し、本年度の交付面積を確定するとともに、来年度以降の交付

面積の参考とすることを目的に面積確定調査を実施することとしました。

なお、農用地の転用などにより交付面積が変更（減）となった場合にあっては、下記３

と４に基づき取り進めることとなりますので、申し添えます。

２　面積確認基準日について

面積確定を行う基準日を次のとおり設定します。

**○ 面積確認基準日 ： 令和７年９月30日**

「面積確認基準日」における確定後の交付面積は、別紙３を確認のうえ

「別紙４\_交付面積変更理由等の調査表」によりご報告ください。

**提出期日　令和７年11月14日（金）まで**

３　事業計画の変更について

**事業計画の変更は想定していません。**

今回の確認を受けての事業計画の変更は、令和８年１月頃に予定されている令和８年度

多面的機能支払交付金に係る予算要望量調査（第２回）を経て、**令和８年４月以降**の認定

にむけて手続を進めるようお願いします。

※　換地確定結果、一時利用地の設定による増減を除く**。**

４　面積の確定に伴う補助金交付関係事務について

今回の面積確定に伴う**交付申請の変更手続は予定されていません。**

返還すべき額が生じている場合は、**申し出を行い、交付金を返還**することになります。

遡及返還に該当する事案がある場合は、別紙２及び別紙３のとおり事業計画の認定年度

に遡って、令和８年度に交付金を返還することになります。

　　※　換地確定結果、一時利用地の設定による増減を除く。

５　その他

　　令和８年度の予算も、本年度と同様に、令和８年１月頃に北海道が行う予算要望量調査

（第２回）の額が国費要望額となり、**年度途中の交付額の変更は原則として行われない予定**

です。今回の調査で把握した面積の結果等を踏まえ、諸準備を進めて頂くようお願いしま

す。